

議案第 10 号

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

教育委員会委員及び選挙管理委員の報酬について、勤務日数に応じて支給するため

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会委員の項中「月額」を「日額」に、「76,800」を「25,000」に改め、同表選挙管理委員会委員長の項中「月額」を「日額」に、「34,000」を「21,600」に改め、同表選挙管理委員の項中「月額」を「日額」に、「28,200」を「18,000」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。